

令和 7 年度大宜味村簡易水道施設配水管布設工事

特 記 仕 様 書

令 和 7 年 度

大宜味村役場 建設環境課

特記仕様書

1. 工事名 : 令和7年度大宜味村簡易水道施設配水管布設工事
2. 工事場所 : 大宜味村字根路銘地内
3. 工事期間 : 令和8年 月 日 ~ 令和8年12月18日まで
4. 工事概要

- 1) 管工事

水道配水用ポリエチレン管 (HPPE) ϕ 75	L= 467.8m
不断水分岐工 VP ϕ 100×フランジ ϕ 75	1箇所
不断水分岐工 VP ϕ 75×フランジ ϕ 75	1箇所
不断水インサート工 VP ϕ 75	1箇所

- 2) 試掘調査

協議による。

- 3) 測量及び施工図作成

設計図と現場を詳細に調査し、承認の上工事に着手するものとする。

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

1. 適用の範囲

この特記仕様書は、大宜味村（以下「甲」という）が発注する「令和 7 年度大宜味村簡易水道施設配水管布設工事」の施工に適用するものである。

工事の施工に際しては、設計図書、関係法規、沖縄県土木工事共通仕様書、水道工事標準仕様書、その他管理基準、規格値等特別に定める他は全て本特記仕様書に準拠し、総括監督員、主任監督員又は監督員（以下「監督員」という）の承認を受けた後に工事の施工にあたらなければならない。

2. 法令、条例等の遵守

工事施工にあたり、請負者（以下「乙」という）は関係法規および県、村等の条例、規定等工事の施工に関する諸法令規則を遵守し、必要な届出、手続き等は乙がこれを代行すると共に密接な連絡を保ち設備使用開始に支障ないようにすること。尚、これに要する費用は全て乙の負担とする。

3. 疑義の解釈

設計図書及び仕様書等（契約書を含む）に疑義を生じた場合及び明示されていない事項があるとき、または内容に相互符合しない事項があるときは、双方協議して定めるものとする。ただし、技術上または施工上当然必要と認められる軽微なものについては、甲の指示に従い乙の負担で処理しなければならない。尚、入札前の現場説明等で補足追加した事項も本仕様書の一部とみなす。

4. 準拠規格及び基準

本工事にて準拠すべき規格ならびに基準は、特に記載しない事項については現行の下記によること。

- (1) 水道工事標準仕様書（日本水道協会）
- (2) 沖縄県土木工事共通仕様書
- (3) コンクリート標準示方書
- (4) アスファルト舗装要綱

- (5) J I S (日本工業規格)
- (6) J W W A (日本水道協会規格)
- (7) 労働安全衛生規則
- (8) 消防法及び各地方自治体の定める消防条例
- (9) その他関係法令、条例および規格

5. 設計図

本設備の施工に当たり当村が提出する設計図は施設の基本を示すものであり、設計図に記載された構造物及び機器の寸法は参考寸法を示すもので、決定は原則として承認図により行う。

6. 製作の着手

乙は、契約後速やかに本仕様書および設計図面に基づき、工程表ならびに承認図を作成し、甲の承認を得ること。また、本施設の機器が製作者固有の設計による製品で本仕様書および設計図面と異なるときは、事前に理由を申し出て甲の承認を得なければならない。

7. 提出書類

本工事について乙は次表に掲げる関係書類を押印の上、提出すること。提出した書類に変更を生じたときは、速やかにその理由を付して変更届を提出しなければならない。

乙は契約後速やかに施工安全対策等を含む施工計画書並びに工程表を作成し、甲に提出し承認を受けなければならない。

1) 大宜味村契約規則等に記載の書類

2) 承認図書

契約後、速やかに現地調査を行い、本仕様書および設計図面に基づいて試掘・他工事との取合いについて詳細な打合せを行うこととし、甲の承認決定後に工事に着手すること。尚、技術的打合せの結果、本仕様書ならびに設計図面の多少の変更を行うことがある。

- (1) 施工計画書
- (2) 材料承認図
- (3) 承認図
 - ・ 施工図 (管割, 配管詳細)
 - ・ 決定図
- (4) その他、甲が指示するもの

3) 変更図書

工事の施工方法及び施工内容を変更する必要がある場合は、変更設計図、理由書、変更金額についての資料を提出し、甲の承認を得てから変更工事を着手すること。

4) 竣工図

工事完成後作成する竣工図は、変更承認を得て変更工事を行った部分についても完全に網羅した竣工図であることと共に、精算数量計算に添付増減比較表により、精算業務が速やかに出来る資料を提出しなければならない。

5) 完成図書

- (1) 試験成績表類
- (2) 届出書及び報告書類
- (3) 承認図書類
- (4) 管理図書類
- (5) 図面類
- (6) 工事目的物引渡書
- (7) その他、指示するもの

提出書類一覧表

件数	名 称	部 数	備考（提出月日及び詳細）
1.	工事着工届	正 1, 写 2	着手と同時
2.	現場代理人、管理技術者（主 人技術者）配管技能者	正 1, 写 2	〃 (資格証明書及び経歴書)
3.	下請承認願い	正 1, 写 2	〃
4.	工事工程表	正 1, 写 2	契約締結後 1 5 日以内
5.	工事既済部分の検査願い書	2	必要の都度
6.	工事日誌	2	工事完成又は請求の都度
7.	工事記録写真・完成写真	2	〃
8.	承認図書	3	上記の 2) による
9.	工事完成届及び検査願い	2	工事が完成したとき
10.	完成図書	3	〃
11.	竣工図（A1 観音開き）	1	〃
12.	竣工図（A3 観音開き）	2	〃
13.	精算図	4	工事完成又は請求の都度
14.	事故発生報告書	2	その都度
15.	資材承認願い	2	材料毎
16.	検査合格証、材料受払簿	1	工事完了
17.	工事進捗状況報告書	2	その都度
18.	その他村の指示するもの	指定部数	その都度

注記：1～18の提出書類の内、甲の指定する図書類について電子データを工事完了時提出するものとする。

8. 補償及び保証期間

本設備の保証期間は、受け渡し後 1 箇年とする。万一保証期間中に乙の責任に帰すべき原因による事故（破損及び品質・性能低下等）が発生した場合には、乙は無償にて直ちに指示する期間内に改造補修または新品との交換を行わなければならない。

9. 費用の負担

「1 1. 現場における安全、工事管理」により要する費用及び軽易な事項で次に掲げる費用は、乙の負担とする。

- (1) 設計図又は仕様書に示さなくても、施工上欠くことのできない材料及び工事の費用。
- (2) 施工上、障害となる物件の取り除き、及び工事により生じた不要物品の取り付けに要する費用。
- (3) 工事及び材料についての試験検査に要する費用。
- (4) 着工前の現況、施工中及び完成後、外面から明視できない工事、その他特に監督員指示する場所ならびに構造物等の写真に要する費用。
- (5) 工事に必要な諸手続きの費用。
- (6) 工事用の電力および用水, 油, 仮設材料に要する費用。
- (7) 材料の運搬費用。
- (8) 工事施工に伴う測量に必要な費用。
- (9) 試掘に要する費用。
- (10) 安全対策に要する費用。
- (11) 埋め戻し、路盤の転圧回数の決定に要する費用。
- (12) 検査に要する費用はすべて乙の負担とする。ただし、監督員の派遣費は甲が負担する。

10. 賠償の義務

乙は、工事のため村または第三者に損害を与えたときは賠償の責を負わなければならない。ただし、天災その他通常、乙のみの責と考えられない場合は、別途協議するものとする。

乙の使用する労務者の行為、またはこれに対する第三者からの求償について甲はその責を負わない。

11. 現場における安全、工事管理

<安全管理>

- (1) 工事施工中は安全のため、必要な安全設備をしなければならない。
- (2) 下記の各号に掲げる事項は監督員の指示に従わなければならない。

①立入禁止区域の標示の設置

②既存権益の保護または安全のため必要に応じた防護施設を設けるとき

- (3) 工事施工中は隣接の既設構造物に支障がないように、必要に応じて防護施設を設けなければならない。
- (4) 工事施工中は、工事に支障がないよう適切な措置を講じなければならない。
- (5) 暴風雨その他非常の際、乙は緊急処置をしなければならない。
- (6) 乙は、工事着手に先立ち、関連工事を行っている他の業者に対して工事内容を十分に説明してトラブルがないよう努めること。
- (7) 国道・県道・村道での工事施工中は、交通誘導員を配置すること。

<工事管理>

- (1) 乙は、工事の施工に際して労働基準法、労働安全衛生法、緊急失業対策法、職業安定法、労働者災害補償保険法、道路法、道路交通法、騒音規制法、振動規制法、その他の関係法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。
- (2) 乙は、工事現場に現場代理人、管理技術者（主任技術者を含む）を常駐させなければならない。
- (3) 乙は、工事施工に当たり必要な安全管理者、各作業主任者、保安要員、交通整理員に腕章を常時着用させ、容易に識別できるように統制のとれた工事体制であたらせること。
- (4) 乙は、常にその従業員間の良好な秩序を維持し、かつ、不適任な者又は、割り当てられた仕事に熟練していない者を工事に従事させてはならない。
- (5) 乙は、クレーンの運転、その他の業務で法令を定めるものについては、免許取得者、技能講習修了者、又は有資格者でなければ運転等の業務に就かせてはならない。
- (6) 乙は、労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、法令で定めるものについては作業の区分に応じて作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労務者の指揮その他法令で定める事項を行わせなければならない。
- (7) 乙は、工事の施工に際して機械、器具、材料等に起因する労働災害を防止するため、労働安全衛生法、（昭和47年法律第57号）に基づく労働安全に関する必要な措置をしなければならない。
- (8) 乙は、工事の施工に際して建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日建設省次官通達）土木工事安全施工技術指針（平成5年3月31日建設省）道路工事現場における標示施設等の設置基準（昭和37年8月30日 道発第372号）その他道路行政を所轄する官公庁が公衆災害の防止に関して示達した事項に基づき必要な措置をしなければならない。
- (9) 乙は、工事施工中、機械器具、工事用材料不用土砂等の集積により交通等の障害とならないよう、それらを使用の都度整理し、又は現場外に搬出し、常に整理整頓しておか

なければならない。

(10) 掘削に際し、土砂等が道路に散乱しないよう十分な根囲いを設けなければならない。

(11) 工事施工中、可燃性物質又は危険物質等に近接して作業する場合は、その施設の管理者若しくは関係機関の立会いを求めること。また、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用する場合は、その施設の管理者若しくは関係機関と協議のうえ、保安上必要な措置を講じなければならない。

(12) ガソリン、火薬、その他危険物を使用する場合は、関係法令を遵守するとともに、その保管及び取扱いについて万全の対策を講じなければならない。

1 2. 官公庁等への手続

本工事で監督官庁、電力供給会社、その他への手続を必要とする事項については、乙がこれに要する申請書、届出書等を作成し、手続の一切を代行するものとする。なお、これに要する費用はすべて乙の負担とする。

1 3. 施工

本仕様書および添付図に明記していない事項についても、本施設の目的および工事施工上当然必要なものは、甲の指示にしたがい乙の負担で整備または施工しなければならない。

1 4. 補修

本工事の施工にあたり、他の構造物等を損傷した場合は、監督員の指示に従って完全に修復し、検査を受けこれに合格しなければならない。

1 5. 仮設物

(1) 本工事に必要な仮設物（詰め所、工作場、材料置き場、便所等）は、全て乙の負担で準備すること。

(2) 場内に仮設物を設ける場合は、事前に監督員の許可を受け、その指示に従って設置すること。

(3) 工事用の水、電力、電話設備等は全て乙の負担とする。ただし、正式受電開始後の設備契約電力の料金はこれに含まないものとする。

(4) 火気を使用する場所、引火性材料の貯蔵所等はなるべく建築物及び仮設物から隔離した場所を選定し、関係法規の定めるところに従い防火構造不燃材料等で覆い消火器を設けること。

(5) 工事用足場等を設ける場合は堅牢かつ安全に設置し常に維持に注意する事。

1 6．荷造りおよび輸送

荷造りは嚴重に施し、防湿を完全にし、天地無用のものにはその旨を明記し、適切な転倒防止の方法を施すこと。以下、下記事項に留意すること。

- (1) 各機器は検査及び点検を行った後、輸送中の破損、遺失等の生じないよう十分な荷造りの上明細な送品状と共に搬入すること。
- (2) 梱包毎に内容品名、数量を外箱に明記すること。
- (3) 運搬については監督員と打ち合わせの上、各機器に損傷のないよう十分に注意すること。
- (4) 運搬から据付完了後、受渡しまでの機器の保管は監督員との打ち合わせの上、乙の責任において行うこと。

1 7．検査

乙は工事契約書の検査条項に該当するときは、直ちに甲に検査願いを提出して、監督員と打ち合わせの上、下記検査を受けなければならない。

1) 中間検査

工事があらかじめ監督員の指定した工程に達したとき、或いは工事完了後では容易に点検できない部分については、その都度監督員の検査を受け合格承認を得た後、次の工程に移る。

2) 出来高検査

中間出来高を確認する必要がある場合、監督員は随時これを行う。この場合、乙は資料の提出等、その他全面的にこれに協力しなければならない。

3) 官公庁および電力会社の検査

本工事に伴う所轄官公庁および電力会社への手続き及び検査は、速やかに受けられるよう、乙がすべて事務を代行すること。尚、時期・内容等は、予め監督員に対し明確にすること。なお、これに要する諸費用は全て乙の負担とする。

4) 材料検査

この工事に使用する器具材料はすべて現場搬入の都度、監督員の検査を受けこれに合格したものを使用する。

5) 完成検査

本工事が完成したら、貸与品, 交付材料の残部, 撤去品等を返納し精算した後、現場機材仮設物等を完全に除去し、工事記録写真集と同時に工事完成及び検査願い届・検査要領書を提出し検査の準備をしなければならない。

工事終了に際しては、竣工期日前に監督員立会の上、各設備の機能その他の試験を行う。
監督員が必要と認めた場合は、再試験を行うことがある。

18. 検収（受け渡し）

検査に合格した上、更に施工上の適合、体裁などについての全体検査と総合的な動作試験を行い、機能的にも良好であることを確認して受け渡しを行う。

19. 工事請負代金の請求

工事請負代金の請求は、中間の出来高に対する代金については出来高検査に合格した後、完成時の代金については完成検査に合格した後でなければならない。

甲は工事中、乙の請求により、工事完了前に合格した既済部分について、甲の規定に基づき支払うことができる。

20. 工事の変更

工事の施工内容に変更が生じた場合は、甲の算出基準に基づき算定した額で設計変更を行うものとする。ただし、施工内容が同じで乙の構造計算等による設計金額の増は認められない。

21. 工事日誌

乙は、監督員が指示する様式により、工事日誌、その他の書類を延滞なく提出しなければならない。

22. 工事記録写真

乙は、写真を随時整理および編集し、工事記録写真集を作成して竣工時に提出すること。ただし、工事中において監督員から請求があったときは写真の一部を提出しなければならない。

23. 作業用地

工事のための用地を必要とする場合は、乙の責任と負担で準備すること。

24. 竣工図

乙は、工事完了後甲の指示する下記の形式より、竣工図を作成し、完成図書（製本）を提出

しなければならない。

- (1) 竣工図（観音開き） : 3 部（A 1 1 部、A 3 2 部）
- (2) 精算図（赤青図） : 4 部（設計図に変更箇所を赤色で、当初設計削除箇所を青色で明示する）
- (3) 完成図書 : 3 部（A 4 ファイル形式）
- (4) その他、指示するもの

2 5. その他

1) 工事カルテ作成，登録に関する事項

乙は、工事請負代金額 500 万以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに提出すること。

2) 赤土等流出防止対策に関する事項

工事の施工にあたっては、沖縄県赤土等流出防止条例を遵守し、赤土等流出防止対策技術指針（案）に基づき赤土流出防止対策を実施するものとする。

3) 県産品資材に関する事項

本工事に使用する資材には県内で産出・生産又は製造する資材で規格・品質・価格等が適正である場合はこれを優先して使うものとする。

4) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に関する事項

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号）第 9 条第 1 項に規定する対象工事の場合は、

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をする施設の名称及び所在地
- (4) 再資源化等に要する費用について別紙 1 のとおりとする。

1. 乙は、本工事により発生する特定建設資材廃棄物について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）を遵守し適正に処理しなければならない。

2. 乙は、その請け負った建設工事の一部を他の建設業を営む者に請けおわせようとするときは、当該建設業を営む者に対し、建設リサイクル法第 1 0 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項について、別紙告知書様式で告げなければならない。（下請者への告知）

3. 乙は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用実施計画書」を監督員に提出しな

なければならない。

4. 乙は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用実施計画書」に従い特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時に、「再資源化報告書」「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。
5. 本工事で発生した建設資材廃棄物は、沖縄県が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な処理施設で処理すること。
6. 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む）は、受け入れ条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計がもっとも経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由のある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

参考資料

- （１）再資源化報告書様式
- （２）再生資源利用計画書（実施書）
- （３）再生資源利用促進計画書（実施書）
- （４）告知書様式

第 2 章 施 工

第 1 条 測量器具

乙は、本工事に必要な測量器具を現場事務所に常時使用できるように調整し、常置しなければならない。

第 2 条 使用資材及び機材の承認、検査

1. 水道資材の一切（承認書提出、検査）
2. レディーミクストコンクリート工場
3. アスファルト工場
4. その他、甲が必要と認める事項

第 3 条 工事に着手するときは、事前に甲に連絡し甲の指示を受けた後に工事を施工する。

第 4 条 コンクリート打ち、配筋は事前に甲に連絡し甲の検査を受けなければならない。

第 5 条 本工事施工中地下埋設物の障害のため、一局部に工事中止を命ずることがあってもこのために工期を延長することはできない。但し、中止期間が工期を超えた場合はこの限りでない。

第 6 条 本工事施工中関係地先又は関係官公署と交渉を必要とする場合は、甲に申し出て指示を受けて自ら交渉を行うものとする。

第 7 条 本工事の一部を終了したときは、その部分ごとに跡片付を甲の指示に従い行うものとする。

第 8 条 本工事施工中、現場における既設構造物の破損及びその他いかなる事故が発生しても、乙は全責任を負うものとする。

第 9 条 地域住民及び一般交通に影響のある工事箇所では、地域住民の安全と利便をはかるために、夜間交通の解放を原則とし、1日の施工範囲はその日の内に路盤仕上げまで可能な延長とし、乙は甲の許可なく工事資材及び重機を現場内に放置することがあってはならない。又、工事の都合上掘削穴を埋戻すことが出来ない場合は、転落の危険防止対策を講じ、地域住民の安全を守るために乙は常に甲と密接な連絡をとらなければならない。

第 10 条 甲の勤務時間外に工事を施工する場合は予め承認を求めなければならない。

第 11 条 下記事項については甲の指示に従って、乙の負担で実施するものとする。

1. 工事標示板
2. 規制標示
3. 施工測量
4. 跡片付け
5. 締固試験
6. 水圧試験

第 12 条 現場事務所の設置

1. 乙は、工事現場内又は現場付近に現場事務所を設置しなければならない。
2. 乙は現場事務所の一部を現場監督員の作業及び会議用として提供しなければならない。
3. 現場事務所内には本工事の概要、工事計画表、実施工程表、天気図、その他必要な事項を一目で理解できるように作成し、掲示しなければならない。

第 13 条 道路復旧路盤材及び表層材

1. 路盤材は甲の指示又は承認を得て使用すること。
2. 表層材は密粒度アスファルトコンクリートを使用する。

第 14 条 施工測量

工事に必要な測量は（点の記より基準点の復元を含む）乙がこれを行い、丁張りは甲のチェックを受けなければならない。

第 15 条 コンクリート

1. 材 料
- 1-1 生コンクリート

本工事に使用するコンクリートは、全て生コンクリート JIS 認定工場より搬入しなければならない。

- 1-2 設計基準強度

生コンクリートの設計基準強度及びスランプは、設計図書に示すとおりである。

第16条 試掘

設計図図示の地下埋設物は、その概要を示すものであるから、乙は工事着手前に十分に

現地調査を行い、地下埋設物の種別、位置、形状等を確認して図面に標示し監督員と協議すること。万一事故により損害を与えた時は、乙の責任において即時復旧しなければならない。

第 17 条 掘削

1. 掘削の位置及び深さは着手前に予め甲の指示を受け、設計図及び工事仕様書に準じて掘削しなければならない。
2. 掘削延長は、通行人及び付近住民の危険と不便を避けるため甲の指示により、適切な長さに区切って施工しなければならない。
3. 掘削中、他の埋設物が露出した時は直ちに甲に報告し指示を受け施工しなければならない。
4. 管の接合場所は、接合技術者が安心して作業できるよう、特に注意しなければならない。
5. 掘削面は長期間放置することなく、赤土流出対策を施さなければならない。

第 18 条 埋戻し

1. 埋戻しは所定の検査を終えた後、甲の指示に従い開始し、管上 30cm の位置に所定の保安シートを全線布設する。
2. 埋戻しは、一層 20cm 以下に敷きならし最適含水比における最大乾燥密度 90%以上に転圧しなければならない。
3. 埋戻しは、掘削溝内の水を十分排除した後行う。埋戻しの際甲が水締めを必要とする場合は、これに従わなければならない。
4. 埋戻し完了後の沈下、その他の不良場所は、甲の指示に従い再度埋戻しを行う。
5. 路盤は承認を受けた締め固め機械で最適含水比における最大乾燥密度 95%以上に転圧しなければならない。尚、現場密度試験は JIS A-1214 による。
6. 管工事全体で、埋戻しと路盤の最大乾燥密度が基準値以上になる転圧回数を決定し、その転圧回数により現場管理を行わなければならない。写真管理も同様とする。

第 19 条 残土処理及び産業廃棄物処理

1. 残土は路面に仮置きすることなく、直ちに土捨場に搬出しなければならない。
2. 残土は、原則として甲の指示する場所まで運搬しなければならない。
3. 処分地の借地、補償、仮設部の架け払い等に要する一切の費用は乙の負担とする。
4. 産業廃棄物は、建設リサイクル法に基づき処分すること。

第 20 条 配管工事（水道配水用ポリエチレン管の接合）

1. 管に傷がないかを点検し有害な傷がある場合は、その箇所を切断除去する。
2. 管端から測って規定の差込長さの位置に標線を記し、削り残しや切削むらの確認を容易にするため、切削する面にマーキングする。
3. スクレーパを用いて管端から標線までの管表面を切削（スクレープ）する。スピゴット継手類についても管と同様に取扱う。
4. 切削面と EF ソケット内面の受口全体をエタノール又はアセトン等を侵み込ませたペーパータオル等で清掃する。清掃は、きれいな素手で行う。軍手等手袋の使用は厳禁である。
5. 切削・清掃した管に EF ソケットを挿入し、端面に沿って円周方向に標線を記入する。
6. EF ソケットに双方の管を標線位置まで挿入し、固定クランプを用いて管と EF ソケットを固定する。
7. EF ソケットに一定の電力を供給するには、コントローラを使用する。コントローラへの供給電源（発電機等）は、必要な電圧と電源容量が確保されていることを確認し、電源を接続、コントローラの電源スイッチを入れる。共用タイプ以外のコントローラは Ef 継手とコントローラが適合していることを確認する。
8. EF ソケットの端子にコントローラの出力ケーブルのコネクタを接続し、コントローラに附属のバーコードリーダーで融着データを読み込む。
9. コントローラのスタートスイッチを入れ通電を開始する。通電は自動的に終了する。
10. EF ソケットのインジケータが左右とも隆起していることを確認する。コントローラの表示が正常終了していることを確認する。
11. 融着終了後、以下に示す規定の時間、静置・冷却する。冷却中は固定クランプで固定したままにし。接合部に外力を加えない。

呼び径（mm）	50	75	100	150
冷却時間（分）	5	10		

12. 冷却終了後、固定クランプを取り外して接合作業を終了する。
13. 融着作業中の EF 接合部では、水が付着することは厳禁である。水場では十分なポンプアップ、雨天時にはテントによる雨よけなどの対策が必要である。

第 21 条 不断水分岐工

1. 工事に先立ち、せん孔工事の実施時期について、監督員と十分な打合せを行い、工事

に支障のないように留意する。

2. 使用するせん孔機は、機種、性能をあらかじめ監督員に報告し、使用前に点検整備を行う。
3. せん孔は、既設管に割 T 字管及び必要な仕切弁を基礎上に受け台を設けて設置し、所定の水圧試験を行い、漏水のないことを確認してから行う。
4. せん孔後は、切りくず、切断片等を管外に排出したうえで管を接続する。
5. せん孔機の取付けに当たっては、支持台を適切に設置し、割 T 字管に余分な応力を与えないようにする。

第 22 条 弁類据付け工

1. 制水弁の据付けは前後の配管の取り付け等に注意し、垂直又は水平に据付けなければならない。
2. 合成樹脂製仕切弁設置については、前項の他、次の各号の通りとする。
 - (1) ボルト締付時においては、MF フランジ側、バルブ側共に必ずステンレス製のワッシャを使用する。
 - (2) ボルトの片締め防止のため、締付けは対角線上に行うこと。
 - (3) パッキンは、製品専用パッキンを使用する。
3. 空気弁の取り付けに当たっては、地表面と空気弁の天端との間隔を 30cm 程度となるようにフランジ短管により調整する。

第 23 条 弁室及びその他の構造物

1. 空気弁室の築造にあたっては、設計図に従い入念に施工しなければならない。
2. 鉄蓋類は、構造物に堅固に取り付け、かつ路面に対し不陸なく据付けなければならない。
3. 弁筐据付けは沈下、傾斜及び開閉軸の偏心を生じないように入念に行わなければならない。

第 24 条 水圧試験

配管終了後、継手の水密性を確認するため、原則として監督員立会いの上、管内に充水した後、当該管路の最大静水圧や水撃圧を考慮した適切な圧力で水圧試験を行う。

なお、水圧試験の方法については、監督員の指示による。

第 25 条 管消毒

水圧試験完了後、管内の水を排除し更に 10PPM 塩素含有水を満たし、24 時間放置しなければならない。

第 26 条 復旧工

1. 路面の最終復旧は、埋戻材が十分安定した時期に設計図に基づき施工するものとし、その時期については、監督員の指示に従うものとする。
2. 路面の復旧については、当初設計に計上された復旧幅とし、それ以外の復旧については、乙の責任において復旧するものとする。

第 27 条 保安設備

1. 水道工事標準書によるほか、特に次項以下に留意しなければならない。
2. 工事施工場所を明示する標識及び現場の安全維持に必要な全ての設備は、道路保安設置基準に準じて設けなければならない。尚、標識の形式については、甲の承認を受けなければならない。
3. 特に台風等の風水害に対する措置を十分に考慮しておかなければならない。
4. 工事現場は公道であるから、一般車両及び公衆に危害を及ぼさないよう事故防止に必要な措置を講じなければならない。特に夜間の標識及び照明は、十分に設備しなければならない。
5. 工事現場は、車両の交通を妨げないことを原則とし、交通遮断になる箇所は、迂回路の表示を適格に行う。（消防署への連絡を密に行う。）

第 28 条 その他

1. 路盤工
 - (1) 路盤工の数量の検測は、完成された表面積、出来高体積で行うものとする。
 - (2) 路盤材は甲の指示又は承認を得て使用する事。
2. 工事写真

乙は施工順序に従って「工事写真撮影基準」により、工事着手前の写真－工事施工中の写真－工事完成写真の記録写真を作成し提出すること。
3. 物件予備調査

家屋連担地域においては、工事開始前に十分な物件予備調査を実施し、特にコンクリートの亀裂等については近接写真撮影を行い各物件の写真をアルバム等に整理編集し、監督員の承認を得なければならない。
4. 仕様書以外の事項及び提出書類について

この仕様書以外の事項及び提出書類の様式、図面と現地の不一致はすべて甲との協議の上、処理すること。

第 3 章 資 材

第 1 条 一般事項

1. 本工事に使用する材料はすべて乙が調達するものとする。
2. 各種材料は特に指定するもの以外は、日本工業規格（以下＜JIS＞という）、日本農業規格（以下＜JAS＞という）、日本水道協会規格（以下＜JWWA＞という）等に適合しなければならない。
3. 主要材料の購入にあたっては、その仕様について甲と十分打ち合わせを行い、承認を受けなければならない。
4. 使用材料のうち、調合を要するものについては、監督員の立会いを得て調合すること。但し、甲が認めた場合は見本検査によることができる。
5. 加工して使用する材料については、加工後に監督員の検査を受けるものとする。
6. 工事用材料の合格品は、指定の箇所に乙の責任において変質、不良化しないように保管する。
7. 工事用材料は、工事工程表に基づき工事の施工に支障を生じないように現場に搬入すること。
8. 本工事に使用する資材等は、県内で産出・生産又は、製造される規格・品質・価格等が適正である場合は、これを優先して使用すること。

第 2 条 材料検査

1. 工事用材料は、使用前にその品質、寸法等または、見本品の検査を受け、合格したものでなければならない。ただし、甲が認める規格証明、製品証明、試験証明の書類を有するものは、検査を省略することができる。
2. 材料検査に際して乙は、これに立会うものとする。立ち会わない時、乙は検査に対し、異義を申し立てることはできない。
3. 検査および試験のため、使用に耐えなくなったものは所定数量に算入しない。
4. 材料検査に合格したものであっても使用時になって損傷、変質した物は新品と取り替え、再び検査を受けるものとする。
5. 不合格品は、直ちに現場より搬出すること。

第 3 条 主要資材の規格

水道資材は、JIS、JWWA によるもの、又は同等以上のものとする。

1. 舗装材等

(1) アスファルト合材

密粒度 20 mm

(2) 路盤材

上層路盤(粒調碎石 RM-40)

下層路盤(切込碎石 RC-40)

2. その他

(1) ボルト・ナットはすべてステンレス製を使い、ナットは焼付防止処理のされたものとする。

(2) その他明示されていない資材は、甲の指示するものとする。

第4条 管の保管

1. 管の保管は、梱包したままの状態ですべて屋内保管するのが望ましいが、屋外で保管する場合は、平坦な場所を選び管が湾曲しないように枕木を敷き、その上に梱包したままの状態ですべて積み上げる。この積み上げ高さは5段以内とし、荷くずれがしないようにクサビ、ロープ等を用いて固定後シートをかけ、風通しを良くしておく。ただし、透明なシートは使用しない。
2. 継手類の保管に際しては梱包したままの状態ですべて屋内保管すること。
3. 接着剤の保管は必ず密栓した冷暗の場所に保管すること。

(別紙1)

1. 分別解体等の方法

工程 毎 の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮 設	仮設工事 ○有 ○無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	②土 工	土工事 ○有 ○無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	③基 礎	基礎工事 ○有 ○無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ○有 ○無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ○有 ○無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (アスファルト)	その他の工事 ○有 ○無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は、記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費）

(税抜き)

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

・解体工事に伴う分別解体及び積み込みに要する費用とする。

・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費）

(注) 運搬費を含む

円（税抜き）

再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)
(郵便番号 -) 電話番号 - -
住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1 工事の名称

1 工事の場所

1 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日

1 再資源化等をした施設の名称及び所在地 (書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

1 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円 (税込)

(参考添付資料)

- ☐再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)
- ☐再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

以上

告 知 書

令和 年 月 日

(下請負人)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 —) 電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第2項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

記

1 添付資料

①届出書 (様式第一号に必要事項を記載したもの)

②別表 (別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)

☐別表1 (建築物に係る解体工事)

☐別表2 (建設工事に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

☐別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

③その他の添付資料 (添付する場合)

☐案内図

☐工程表

〔注〕 本様式は下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

以上